なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、本取扱いに同意されたものとみなさせていただきますが、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない落札者についても、その名称等を公表させていただきますので、ご了知願います。

⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先が公表の対象となります。

①　当法人において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外となっています。

⑵　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当法人ＯＢ）の人数、職名及び当法人における最終職名

②　当法人との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

⑶　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当法人ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当法人における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

⑷　公表日　契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（４月に締結した契約については原則として93日以内）」を追加します。

「８　その他」を「９　その他」に、「９　Summary」を「10　Summary」に変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年１月21日

国立大学法人　北海道大学総長　山口　佳三

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道大学総合研究棟（水産学系）改修工事

⑶　工事場所　函館市港町３丁目１番１号（北海道大学函館キャンパス構内）

⑷　工事概要　総合研究棟（水産学系）、鉄筋コンクリート造、地上６階地下１階建、建築面積1,672㎡、延べ面積10,831㎡

なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　平成26年３月31日（月）まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約270㎥　鉄筋　約50ｔ　鉄骨　約230ｔ　板ガラス　約1,800㎡

⑺　本工事は、工事計画について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人北海道大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成25・26年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、975点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、775点）以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上（改修の場合においては、改修延べ面積2,000㎡以上）の校舎・研究施設・共同住宅・事務所又は公共施設の新営又は改修工事を施工した実績。

②　共同企業体の代表者以外の構成員

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積1,500㎡以上（改修の場合においては、改修延べ面積1,500㎡以上）の校舎・研究施設・共同住宅・事務所又は公共施設の新営又は改修工事を施工した実績。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる新営又は改修工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体の代表者以外の構成員についても、①から③までを満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒀　本学と係争中の者、本学と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項及び第４項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び本学と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　共同企業体として申請した場合、その構成員は単体又は他の共同企業体の構成員として重複申請することはできない。